

横浜銀行 所定様式 の「預金口座振替依頼書」

管理費や駐輪場の振込については振込手数料削減のため、組合員の銀行口座は当組合取引銀行である横浜銀行(支店、出張所はどこでもよい)に限っています。

横浜銀行窓口に備え付けの「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印し、くぬぎ集会所内のくぬぎ管理事務所に提出して下さい。

駐輪場の振込がある方は、管理費の振込とは別に 駐輪場としての「預金口座振替依頼書」が必要になります。

以上